

令和 8 年度埼玉県潜在介護支援専門員人材確保支援事業業務委託 企画提案募集要項

令和 8 年度埼玉県潜在介護支援専門員人材確保支援事業業務委託に係る企画提案の募集については、この要項に定めるとおりとする。

1 目的

介護支援専門員の資格を有しながら、現在介護支援専門員として就労していない「潜在介護支援専門員」の実態を把握し、実効性のある施策の方向性を導き出すことを目的とする。

2 委託業務内容等

(1) 委託業務名

令和 8 年度埼玉県潜在介護支援専門員人材確保支援事業業務

(2) 業務内容

別添「令和 8 年度埼玉県潜在介護支援専門員人材確保支援事業業務委託仕様書」のとおり。

※ 仕様書は、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。本業務を実施する上で、有益な調査や分析方法等のほか、応募者が有する本業務の実施に係る知見やノウハウなどを活用した提案を積極的に行うこと。

(3) 委託期間（予定）

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 契約限度額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。また、予定価格は別途定める。

3 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(6)に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。
- (4) 公告日から本契約成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書として、以下の書類をPDF形式で提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

また、ウ、オ及びキの書類は紙媒体（郵送）での提出も可とする。

ア 企画提案書（様式1）

イ 事業計画書

別添の仕様書に基づき作成すること（任意様式、A4判）。

また、事業提案書の作成にあたっては、仕様書の内容を踏まえ、主に次の項目について提案すること。

(ア) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイントを記載すること。

(イ) 実施体制

仕様書の記載内容を踏まえ、具体的な実施体制及び個人情報管理体制を提案すること。

(ウ) 実施スケジュール

仕様書の記載内容を踏まえ、調査実施の具体的なスケジュールを提案すること。

(エ) 実施する調査の内容

仕様書の記載内容を踏まえ、具体的な調査項目等を提案すること。

(オ) その他

過去に受託した同種の業務を踏まえた経験や独自の知見に基づき、仕様書に上乘せで行う提案など

ウ 事業予算見積書（仕様書「委託契約額の内訳」に沿って作成したもの。）

上記「2(4) 契約限度額」に掲げる金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成するとともに、宛名を「埼玉県知事 大野元裕」とすること。
会社印、代表者印は不要。

エ 法人の概要がわかるもの（事業実績、組織図、パンフレット等）

オ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書。3か月以内に取得したもの。）

カ 決算書（過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書）

キ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 上記「3 参加資格」の(1)から(6)までのいずれにも該当しない旨の誓約書（様式2）

(2) 提出方法

下記「10 問合せ先及び書類の提出先」宛てに電子メールで提出すること。提出の際の件名は「(応募者名) 潜在介護支援専門員人材確保支援事業業務委託の応募」とすること。

また、送信後、当日中に必ず電話で到着確認をすること。

データの容量が大きい場合は、分割送付又は事前相談の上、別途指示する方法で提出すること。

(3) 提出期限

令和8年11月4日（水）午後3時（必着）

(4) 企画提案書の取扱い

ア 県は、提出された企画提案書を、本業務の受託機関の選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。

イ 提出された企画提案書は、公正性、透明性を期すために、「埼玉県情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

ウ 提出された書類は、本業務の受託機関の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

エ 提出された書類は返却しない。

(5) その他

ア 企画提案書及び企画提案書のために作成した資料は、本県の実情なく公表、使用することはできない。

イ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

ウ 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。

エ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの、提出書類に不備があるものは無効とする。

5 質問事項の受付

企画提案の内容等に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

公表日から令和8年10月27日（火）午後3時必着

(2) 質問方法

質問内容を質問書（様式3）に記入の上、下記「10 問合せ先及び書類の提出先」宛てに電子メールで送付すること。なお、送信後に必ず電話で到着確認をすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名を伏せた上で、令和8年10月29日（木）までにこの募集要項を掲載している県ウェブサイトページに掲載する。

6 委託候補者の選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

(1) 県は、選定委員会を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、総合的に審査し、その内容が最も優れた提案を行った1者を選定する。

(2) 審査は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

(3) 当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補として決定する。

(4) その他

企画提案に参加しようとする者が1者の場合は、事前に定めた基準点を満たしていれば委託先候補者として選定する。

7 スケジュール（予定）

日程	内容
公表日から令和8年10月27日（火） 午後3時まで	質問事項の受付
令和8年10月29日（木）まで	質問に対する回答公表
令和8年11月4日（水） 午後3時まで	企画提案書の受付
令和8年11月上旬	選定審査（書類審査）
令和8年11月中	委託契約の締結

8 委託契約の締結

委託候補者に選定された者は委託契約締結に向けて県と協議を行う。協議が整った際は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、随意契約による委託契約を締結する。

9 留意事項

- (1) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部高齢者福祉課長に届け出ること。
- (2) 業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして委託契約書を締結する。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (3) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。

10 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当

所在地：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話：048-830-3232

E-Mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp 担当者：須網